

令和 3 年第 4 回定例会

新 郷 村 議 会 会 議 録

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 開会

令和 3 年 1 2 月 3 日 閉会

新 郷 村 議 会

令和３年第４回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和３年第３回議会定例会閉会（９月３日）後）	１
会期日程	２

第 １ 号（１１月２９日）

議事日程	３
本日の会議に付した事件	３
出席議員	４
欠席議員	４
地方自治法第１２１条の規定による者の職氏名	４
職務のため出席した者の氏名	４
開会の宣告	５
会議録署名議員の指名	５
会期の決定	５
議案第７６号から議案第９１号までの上程、説明	６
議案第７９号の質疑、討論、採決	１０
議案第８０号の質疑、討論、採決	１０
議案第８１号の質疑、討論、採決	１１
議案第８２号の質疑、討論、採決	１２
散会の宣告	１２

第 ２ 号（１２月２日）

議事日程	１３
本日の会議に付した事件	１３
出席議員	１３
欠席議員	１３
地方自治法第１２１条の規定による者の職氏名	１３
職務のため出席した者の氏名	１４
開議の宣告	１５
一般質問	１５
永 野 範 英 君	１５
才 神 幸 男 君	２０
稲 葉 嘉 浩 君	２４
散会の宣告	２８

第 3 号（12月3日）

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 2
出席議員	3 2
欠席議員	3 2
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	3 2
職務のため出席した者の氏名	3 2
開議の宣告	3 3
議案第76号の質疑、討論、採決	3 3
議案第77号の質疑、討論、採決	3 3
議案第78号の質疑、討論、採決	3 4
議案第83号の質疑、討論、採決	3 5
議案第84号の質疑、討論、採決	3 5
議案第85号の質疑、討論、採決	3 6
議案第86号の質疑、討論、採決	3 6
議案第87号の質疑、討論、採決	3 7
議案第88号の質疑、討論、採決	3 8
議案第89号の質疑、討論、採決	3 8
議案第90号の質疑、討論、採決	3 9
議案第91号の質疑、討論、採決	3 9
議案第92号の上程、説明	4 0
議案第92号の質疑、討論、採決	4 0
委員会の閉会中の継続調査について	4 1
村長挨拶	4 2
閉会の宣告	4 2
署名議員	4 3

諸般の報告（令和３年第３回議会定例会（令和３年９月３日）後）

令和３年１１月２９日（月）

◎ 議決結果の報告

- ９月１０日、令和３年第３回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第１６条第１項、第１２３条第４項及び第２１９条第１項の規定により村長に送付。

◎ 陳情の処理

- ９月１０日、令和３年第２回議会定例会の議決を経た意見書を関係行政庁に送付。

◎ 監査の報告受理

- ９月２１日、１０月２２日及び１１月２６日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- １０月２６日、監査委員から定期監査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- １０月２０日、正副議長・事務局長研修会出席。
- １１月２日、青森県町村議会議長会・知事を囲む行政懇談会出席。

◎ 議員派遣の報告

- １１月１６日、全国過疎地域連盟第５２回定期総会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和３年１１月１５日

場 所 東京都

目 的 全国過疎地域連盟第５２回定期総会

派遣議員 福山恵一郎

会 期 日 程

令和3年第4回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
1 1 月 2 9 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
1 1 月 3 0 日	火	休 会	議案熟考	
1 2 月 1 日	水	委員会	各委員会	午前 9 時
1 2 月 2 日	木	本会議	一般質問	午前 1 0 時
1 2 月 3 日	金	本会議	議案審議	午前 1 0 時

第 1 日 (1 1 月 2 9 日)

令和３年第４回新郷村議会定例会

令和３年１１月２９日（月曜日）午前１０時００分開会

議事日程（第１号）

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 ２ 会期の決定について
 - 日程第 ３ 議案第 76 号から議案第 91 号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 ４ 議案第 79 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
 - 日程第 ５ 議案第 80 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
 - 日程第 ６ 議案第 81 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
 - 日程第 ７ 議案第 82 号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
-

本日の会議に付した事件

- 議案第 76 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
- 議案第 77 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 78 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 79 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 80 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 81 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 82 号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 83 号 新郷村産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例案について
- 議案第 84 号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 85 号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第５号）案について
- 議案第 86 号 令和３年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）案について
- 議案第 87 号 令和３年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第３号）案について
- 議案第 88 号 令和３年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第３号）案について
- 議案第 89 号 令和３年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第２号）案について
- 議案第 90 号 令和３年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第２号）案につ

いて

議案第91号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案について

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	高村郁子君
会計管理者	桜井真紀子君	農林課長	遠藤勇一君
企画商工 観光課長	櫻臺博明君	税務課長	戸田ひとみ君
住民課長	沢口くみ子君	厚生課長	松森恵理子君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君
建設課長	福山徹君	農業委員会 農務局長	高見憲一君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	本間由美子君	主幹	谷地村光代君
-----------------	--------	----	--------

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和３年第４回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、村岡和俊君、滝沢仁君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりであります。この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から１２月３日までの５日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から１２月３日までの５日間と決定いたしました。

◎議案第７６号から議案第９１号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第３、議案第７６号から議案第９１号までの議案１６件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和３年第４回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和３年第４回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案しております、議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

さて、今年一年を振り返ってみますと、依然として自然災害が多かった年と言えると思います。８月には、県内市町村で活発な前線停滞による、河川の氾濫や、住居浸水、道路決壊等で集落が孤立するなど、甚大な被害に見舞われました。

そして、１０月、岩手県沖で発生した地震は階上町で震度５強、八戸、南部町震度５弱となり住民に東日本大震災に匹敵する震撼を与えました。

また、世界をおびえさせている新型コロナウイルス感染症は昨年１月発生から約２年が経過しようとしておりますが、国内での感染者１７２万５千人、死者１万８、０００人を記録しております。ワクチン接種が浸透してきているが、一向に収束を得ません。国では３回目の接種の方針で調整しており、当村においても医療従事者に早ければ１２月に、６５歳以上の高齢者には２月頃、一般住民には４月頃、接種の計画で進めております。村民の２回接種の実績は６０歳以上が９５％、２０歳から５９歳までは８６％、２０歳以下は６３％の結果となっておりますが、未接種者も１０月、１１月と数名、五戸総合病院で接種されております。国内や県内での感染者は減少しておりますが、今後も新しい生活様式を基本に対策を講じていかなければなりません。そして、疲弊している経済の回復を願いながら、一日も早い収束を期待するものであります。

一方、村では米価下落に対し、国県に県町村会、郡町村会と歩調を合わせ、支援策の要望活動を展開しております。村の支援策は今定例会で補正予算を提案しております。協議会でもご説明いたしましたが、航空防除散布、同薬剤費用支援、約７８０万円で１０アール当たり３、７５０円の助成、さらに令和４年産主食用米の種もみや、苗購入費の支援として一律１０アール当たり２千円の助成とし、１０アール当たりの助成金合計は約５、７５０円になるものと試算しております。

なお、種もみ、苗の購入費については３月補正か、新年度予算で対応と考えております。このことによって、米作り農家の衰退を抑えることにつながればと期待しております。次年度以降の状況によっては、さらなる対策を検討していきたいものと考えております。

令和３年度行政運営は当初予算で計上した諸事業も順調に推移しており、工事関係の発注率は約７５％で予算執行率は１０月末現在で３７．１％となっております。今後は計画の遂行に伴って、適正な予算執行に努めてまいります。

基幹産業である農業の発展と住民の生活を守り、元気で幸せな新郷村を目指し、邁進してまいりたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案１６件についてご説明申し上げます。

議案第 7 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 3 年度新郷村一般会計補正予算（第 4 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 1, 5 1 5 万 6 千円といたしました。

歳出の主たる内容は 8 款土木費で村道清掃報酬費 5 0 万 1 千円を追加しております。

議案第 7 7 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和 3 年 1 2 月 1 9 日をもって満了するので、後任の委員の選任につき、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第 7 8 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和 3 年 1 2 月 1 9 日をもって満了するので、後任の委員の選任につき、議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第 7 9 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議会の議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第 8 0 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第 8 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第 8 2 号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、一般職員の期末手当の支給割合を改めることから、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第 8 3 号 新郷村産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例案については、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる必要があることから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 1 9 条）及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 4 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」（令和 3 年総務省第 3 1 号）が制定されたため、村の根拠規定を定めるため提案するものであります。

議案第 8 4 号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）が公布されたことにより新郷村国民健康保険条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第 8 5 号 令和 3 年度新郷村一般会計補正予算（第 5 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 4 4 4 万 3 千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ、28億9,959万9千円といたしました。

歳入の主なるものについては、14款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金255万6千円、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金847万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費1,464万8千円をそれぞれ追加しております。

15款県支出金で元気な地域づくり支援事業費補助金333万円、県営ふるさと新郷地区中山間地域総合整備事業用地事務費300万円をそれぞれ追加しております。

18款繰入金、2項基金繰入金で財政調整基金3,002万円を追加しております。

20款諸収入、6款雑入で光通信ケーブル移設補償費386万1千円、旧十和田地区環境整備事務組合清算金560万7千円、21款村債で農林業施設整備事業債260万円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なるものについては、2款総務費、7項企画振興費で光ケーブル工事請負費583万円、修繕費で215万9千円をそれぞれ追加しております。

3款民生費、1項社会福祉費で地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金847万円、返還金566万3千円をそれぞれ追加しております。

4款衛生費、1項保健衛生費で予防接種委託料760万円、予防接種システム項目追加作業委託料400万円、2項水道費で簡易水道特別会計への繰出金435万円をそれぞれ追加しております。

6款農林水産業費、1項農業費で良質米生産対策事業補助625万円、2項林業費で鳥獣被害対策わな等購入費501万3千円、3項農林開発費で補償費300万円をそれぞれ追加しております。

7款商工費、1項商工費で温泉事業管理運営費の燃料費200万円を追加しております。

8款土木費、1項土木管理費で特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金360万5千円、3項住宅費で木造住宅耐震改修工事費100万4千円をそれぞれ追加しております。

10款教育費、2項小学校費で修繕費121万5千円、3項中学校費で被服室仕切り工事費120万円をそれぞれ追加しております。

議案第86号 令和3年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,470万3千円といたしました。

議案第87号 令和3年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,195万9千円といたしました。

議案第88号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億25万9千円といたしました。

議案第89号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,697万8千円といたしました。

議案第90号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ739万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,425万1千円といたしました。

議案第91号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,671万7千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、間違い等の字句については議長において訂正願いたいと思います。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、議案第79号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、議案第80号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第6、議案第81号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第7、議案第82号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(福山恵一郎君) 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る12月2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時31分)

第 2 日 (1 2 月 2 日)

令和3年第4回新郷村議会定例会

令和3年12月2日（木曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問
永野範英君
才神幸男君
稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	高村郁子君
会計管理者	桜井真紀子君	農林課長	遠藤勇一君
企画商工 観光課長	櫻臺博明君	税務課長	戸田ひとみ君
住民課長	沢口くみ子君	厚生課長	松森恵理子君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君
建設課長	福山徹君	農業委員会 事務局長	高見憲一君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	本間由美子君	主幹	谷地村光代君
-----------------	--------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 野 範 英 君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） 議席番号2番、永野でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まずは、11月30日、総務省では2020年の国勢調査の外国人を含む、日本の総人口を発表いたしました。2015年の調査から0.7%少ない1億2,614万6,099人で、2回連続で減少し、本県など39道府県で人口が減少、65歳以上が全体を占める割合は28.6%で過去最高を更新、高齢者もさらに進んでいるとのことです。全国1,719市町村のうち、82.5%に当たる1,419市町村で人口が減少、本村の人口も年々減少しております。人口減少は避けられないとしても、減少率を少しでも抑えることは可能だと思います。村当局におきましては、様々な施策をもって人口減少対策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、1点目でございますが、人事評価制度についてであります。

職員の人事評価制度、人材育成へつなげていくために村長はどのように考えているのかお伺いいたします。この制度は、平成26年の地方公務員法の改正によりまして、地方公共団体において、能力、業績に基づいた人事管理の徹底を図るよう、人事評価制度導入が義務づけられたものでございまして、村では平成28年4月1日から、新郷村人事評価実施規程が施行されております。私が役場退職後に導入された制度でありまして、とても重要であると感じておりますので、取り上げさせていただきました。

昨今の地方自治体を取り巻く行財政環境は、地方分権の進展、三位一体改革など様々な制度改革などによりまして、大変厳しい状況へと変革しております。そのような中で、地方自治体には地域の意思と責任に基づく自主自立の村づくりが求められております。行政に対する要望は、高度化、多様化しておりまして、地方自治体職員の役割はますます増大しております。今年度策定された第6次新郷村総合計画に掲げる、「未来へ残す、未来を創る この地・この人・この文化」の実現を図っていくためには、行政と村民が共通認識の下、村民の参画と協働を進め、互いの能力や知恵を生かしながら、地域社会の充実に取り組んでいくことが重要であると考えます。

人事評価制度の目的は、職員それぞれの能力や実績などを、的確かつ公平に評価、把握した上で、一層の適材適所への人事配置や給与の面での処遇の改善を図ることにより、職員のやる気、チャレンジ精神を導き出すことはもちろんのこと、評価を通して、職員一人一人に気づきを与え、人材育成につなげることでありまして、期待されている役割や遂行すべき業務の内容を明らかにし、評価者と被評価者のコミュニケーションなどを通じて、我が村をよくしたいという気概を持つ元気な職員が育つこと、そして、最終的には村民サービスの向上に生かしていくことを目標としております。

そこで、我が村の人事評価制度について、次の2点にお伺いいたします。

1つ目、現在の人事評価制度の内容及び現況についてお知らせください。

2つ目、人事評価制度を人材育成へつなげていくために、村長はどのように考えているのか、村長の見解をお願いいたします。

次に、2点目でございます。

令和2年7月10日から12日にかけての大雨による五戸川被害箇所の復旧状況及び今後の見通しについてであります。令和2年7月、梅雨前線が東シナ海から日本海を通して、東北地方に伸び、それに伴い梅雨前線上の低気圧が日本海西部から東北東へ進み、これによって前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだことから、青森県では7月10日から12日にかけて西津軽から三八上北地方の広い範囲で大雨となり、三八地域県民局管内では、24か所の災害が発生いたしました。被害をもたらしてから1年と4か月が経過しております。これまでに、県や建設業協会などの関係機関の迅速な対応によりまして復旧作業が着々と進んでいると聞いておりますが、新郷村村内、私の地区の上栃棚でも、五戸川が被害を受け令和2年8月21日に令和2年度新郷村建設行政研修会の際に、被害場所の現地調査を実施、さらには10月8日には産業建設常任委員会4名の委員で三八地域県民局地域整備部へ陳情。地域整備の話ですと、できるだけ早期にやりたいということで、令和2年度中に調査し、令和3年度中に復旧を進めたいと説明がありました。確約はいただいておりますが、その後、河川敷には杭が設置されるなど、調査は実施されましたが、それから1年が経過しようとしております。令和3年度はまだ終わっておりませんが、その後の被害箇所の復旧事業について、県事業ではございますが、進捗状況と今後の見通しについてお聞かせください。

次に、3点目でございますが、令和4年度予算編成の方針、基本的な考え方などについてであります。

新年度予算編成の時期となりましたが、令和2年度決算事業及び今年度の実施した事業成果などを踏まえまして、令和4年度予算編成の方針、基本的な考え方などについて村長のお考えをお伺いいたします。

以上、3点よろしくお伺いいたします。なお、再質問は自席にて行いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、2番、永野議員の人事評価制度についてお答えいたします。

1つ目の現在の内容及び現状についてですが、新郷村では人事評価実施規程に基づき、毎年

2回の目標を立て、自己評価を基に第1評価者、第2評価者によって人事評価を実施、調整者により評価を決定しております。人事評価では、能力評価及び業務評価があり、能力評価では業務遂行の過程において、職員の能力を客観的に評価し、業績評価では職員が設定した目標の達成度や目標以外の取組など、業績と面談を通して評価しております。評価された結果は勤勉手当に反映されております。

2つ目、人事評価制度を人材育成につなげていくための考え方なんですが、人事評価の目的として、職員の能力開発、人材育成、適正な人事配置、公平な処遇への反映、組織力の向上に向けて行っております。面談を通して業務の進め方への助言や不足している能力の向上に向けた指導をしております。また、研修会等については積極的に参加し、知識の向上に努めるよう指導しているところです。研修会とスキルや知識を積み重ね、人材育成につながればと思っております。

次に、大雨による五戸川被害箇所の復旧状況についてお答えいたします。

永野議員のご指摘のとおり、五戸川の管理は三八地域県民局地域整備部が行っております。令和2年7月の大雨による被害は三八管内では24か所あります。河川等に関する県の災害申請箇所は1級河川の馬淵川本流、支流の堤防決壊等で南部町3か所、三戸町5か所、田子町12か所、そのほか、田子町普通河川2か所、田子町、五戸町町道2箇所となっております。そこで、三八地域県民局地域整備部に問い合わせたところ、三八管内の被害箇所の状況等を調査し、被害の大きかった箇所から優先して整備する計画を立てているとのことでございます。

新郷村の五戸川上柵棚については、復旧計画策定のため、現地測量までは行っていますが、工法については検討の段階にあると伺っております。三八地域県民局では予算の都合等もあり、的確な整備、期日等の約束はできませんが、できるだけ早急に復旧を行いたいとのこと。三八地域県民局は三八管内のたくさんの河川を管理しているわけですが、今後の新郷村の対応としては、早急に整備をしていただけるよう要望活動していまいりたいと思っております。

次に、令和4年度予算編成の方針と基本的な考え方についてお答えいたします。

令和4年度予算編成においては、昨年度に引き続き歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、時代に即した真に必要な事務事業を見極めながら、効果的で効率的な行政運営、強固な財政基盤の確立を目指し、コロナ禍における新たな日常を見据えた取組、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、財政調整のための基金取崩しの抑制、投資的経費に充当する新規村債発行額の抑制、この4つを基本方針として担当課に指示しております。新型コロナウイルス感染症拡大は、村民の生活や地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、本村の財政運営に対しても感染防止対策や新しい生活様式の対応など、新たな行政需要を発生させ、大きな影響を及ぼしております。令和4年度予算については、感染拡大の動向と、村民生活への影響を見極めつつ、既存事業において感染拡大防止の対応を踏まえることはもちろんのこと、厳しい財政状況下にあって、住民サービスの質を低下させず、コロナ禍における新たな日常の実現に向けた取組、さらには村民の生活や地域経済を支援する取組について、社会変化を的確に捉え、事業の見直しや再構築を行い、限られた財源の中で、迅速かつ戦略的に事業を実施していくことが必要になると考えております。

また、浮き彫りになっている諸問題の対策をも計画的に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、永野議員のご質問お答えいたします。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 丁重なご説明ありがとうございました。

再質問ですが、これ、マスク取ったほうがいいですかね。再質問ですが、人事評価制度についてであります。人事評価制度の内容、現況、そして、村長の考え方について全て把握したわけではございませんが、それなりに理解をいたしました。評価する人の評価能力などに差があったりすると不公平感から上司や各課への不信感であったり、不満など逆に募らせてしまうということにもつながりかねませんので、評価者の方々につきましては大変だと思いますが、しっかりとした評価、人事評価をしていただきたいと思います。

そこで、質問ですけれども、評価を円滑かつ公平適切に運用するため、評価者に対しての定期的な研修などが実施されていると答弁にありましたが、もう少し詳しく研修内容について、それから研修期間とか、研修場所、今、分かりましたらお知らせください。

そして、もう一つでございますけれども、被評価者である職員の人材育成についてでございますけれども、被評価者である職員の一人一人が、仕事に対するレベルアップとか、知識、能力の向上を図るためには、やはり研修が最も重要だと思います。職員の研修についても、先ほど計画的に実施されているとの答弁でございましたけれども、どのような体系で研修が行われているのか、お伺いしたいと思います。研修には職場外研修とか、それから派遣研修も今やっているみたいなんですけれども、自主研修もあるだろうし、それから、自主研修とか、そのような研修もあると思いますので、どのような研修を行っているのか、今、分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 研修内容なんですけど、ほとんど、一般職員については自治研修所で専門的な研修を2泊3日とか3泊4日で行っているのが実情です。ちなみに、令和3年度は27名の方がいろんなこの研修に携わって、研修を受けております。そのほかに、専門的な会議等々には積極的に参加して、そして、知識を学ぶようにということで指導しております。

評価する人も、新しく管理職になった方は、やはりこの自治研修所で管理職の研修というのを必ず受けるようにさせております。そういう形で不公平のないような取組をしているというところでございます。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） ありがとうございました。人事評価制度につきましては、評価者、そして、また、被評価者ともしっかりと研修を実施しているということでございますので、どうか、今後とも頑張っていただきたいと思います。

人事評価制度の目的というのは、冒頭にも言いましたけれども、基本的には人材育成と組織の活性化、そして、また、村民サービスの向上であると思います。職員の研修、職場環境の整備、人事管理が互いに連携し、相乗効果を発揮するような体制づくりをこれからも頑張っていただきたいと思います。

そして、また、ここで、人材育成でございますけれども、外部からの移住された方のお力をお借りすることも必要不可欠というふうに考えております。現在、都市部より優秀な人材が村内に移住していると聞いております。世界を知り、語学堪能な人物というふうにも聞いておりますので、人材育成、村のますますの発展、さらには人口減少対策などにも、都市部で活躍された方のお力をお借りするということは、大きく村に貢献するものと考えますので、どうかよろしくご検討をお願いいたします。

五戸川の被害箇所の復旧状況については、現在検討中であるということでございまして、村長のほうでも再度、県民局に働きかけていただけるということでございますので、どうかよろしく願いいたします。地元住民からは、被害箇所の状況について心配する声を多く耳にしておりますので、どうか一日でも早い復旧作業が行われますよう、よろしくお願いをいたします。

そして、来年度予算編成につきましては、先ほど大雨などにより被害を受け、復旧された箇所などについては、今後とも、県のほうへ働きかけていただきますよう、よろしくお願いをいたしたいと思います。そして、村管轄の被害を受けまして、復旧されていない箇所なども、これから調査、検討をしていただきまして、これから予算編成が行われますよう、強く要望いたしたいと思います。

本日は、人事評価について、大雨による五戸川被害箇所の復旧状況について、令和4年度予算編成について質問をさせていただきました。今後とも櫻井村長の行政手腕にご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福山恵一郎君） 以上で永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） 議席番号3番、才神です。

ただいま、議長よりお許しがありましたので、質問させていただきます。

1、件名、米価について。

要旨、米価下落により村の支援対策等について。

明細、新型コロナウイルス感染症の長期化により、様々な方面に影響が出ており、村の主幹産業の一つである稲作は全国的に米余りの状態が続き、米価は今までにない下落となり、稲作農家は生産意欲をなくし、今後、減反、転作または作付をやめる農家も出てくるのではないかと思います。

融資を受け、農機具等を購入、または、生産資材への返済、大変だという声も聞かれます。

村長にお聞きします。

この米価下落に対し、今後、稲作農家にどのような支援対策を考えているのか、村長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、3番、才神議員の米価下落への村の支援対策等についてお答えいたします。

議員のご指摘にありますように、新型コロナウイルス感染症による飲食産業の低迷を受け、外食用品種であるまっしぐらを生産している青森県においては、令和3年産米の60キロ当たりの米価は昨年より3,400円も低下し、8千円と大きく下落いたしました。村では、国や県に対し、支援策の要望活動を行うとともに、村独自の支援策として2つの事業を実施したいと考えております。

1つ目は、新郷村航空防除利用組合を通じて実施している、航空防除の補助率かさ上げと薬剤費補助の拡充であります。これは、通常フライト料の3分の1としている補助率を100%にするとともに、薬剤費についても100%補助対象とするものです。対象農家228戸、対象面積2万511アールで10アール当たりの補助額はおよそ3,753円であります。

2つ目は、令和4年度産の主食用米の種もみや苗の購入費の支援で、10アール当たり2千円の補助を行うものであります。種もみの購入費は10アール当たり約2,625円と試算されており、おおむね4分の3の補助率となります。対象農家は248戸、対象面積2万1,500アールを予定しております。

以上、2つの事業を合わせ、10アール当たり約5,753円の補助を行うことで、稲作農家の生産意欲の向上と営農経営の安定を支援してまいりたいと考えております。

なお、これらの事業実施に当たっては、航空防除利用組合、地域農業再生協議会、JA八戸と連携することで、交付申請手続等を原則不要とし、農家の負担軽減、事務の効率化、適正化を図ってまいりたいと考えております。

また、議案説明の冒頭でお話しいたしましたが、今後の米価の状況によっては、さらなる対策案も検討していかなければならなくなるのかもしれませんが。その際は、議員皆様方のご協力を得、米農家の衰退とにならないよう取り組みたいと思っております。

以上、才神議員のご質問にお答えいたします。

○議長（福山恵一郎君） 3番。

○3番（才神幸男君） 大変、ありがとうございました。

実際の支援策のためには、各行政とも動いているわけですがございますけれども、私も稲作農家の一人として、これほどまでの下落とは考えておりませんでした。7月までの天候も順調でしたが、8月に入り日照不足、低温が続いたため、影響が出て、作柄は決してよい状態ではありませんでした。コロナ感染症の影響はまだまだ続くと思われ、外食産業の停滞、食生活の変化、そして、人口減少など、米の需要は減る一方で、今後も米余りの状態が続くと思われています。村では、今回の事態に対して相談窓口を設け、稲作農家に対して対応したわけですが、相談には農業共済組合からも来て対応したみたいですが、共済組合の収入保険、ナラシ対策の制度がありますが、農家の加入率はどのようになっているのか、そして、相談窓口には何人ぐらい訪れてどのような相談があったのか、また、先月25日行われた支援事業の説明資料の中でもう少し聞きたいところがあり、資料に基づいてお聞きいたします。

資料の真ん中辺、フライト料、この面積について3年度の当初フライト料面積が4万2,35

0アールで、補正で4万1,023アール、1,327アールでちょっとこれ合わないんですけども、この辺の説明、そして、航空防除を頼まない農家もあるんじゃないかと思うんですけども、これらの補助対象はどうなっているのか。そして、主食用米以外の農家、飼料米、加工米が実際あるのか、あるのならどのぐらいの面積なのか、それを担当の農林課のほうからお聞きしたいと思います。

村でも稲作農家に対して、航空防除、種子の購入補助など、独自の支援対策を打ち出し、農家の支援に当たるわけですが、村の農業従事者の高齢化、そして、農機具等の購入、資材の高騰、農家の負担は増えるばかりです。

私は、村の農業は、今、転換期に来ているのではないかと考えています。今後、農家に対してどのような考えで経営していくのか、村長よりお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 数字的なものは、担当課のほうからお話しさせていただきます。しかし、問題であれば、この質問の中に一応書いていただければ。事前に。お話しできたかと思いますが、担当課のほうでおさえているらしいので、説明させます。

そして、今後、農家に対する対策という話なんですけど、これは、村として、じゃ、農家をどうするか。やはり、意欲のある農家を育てるしかないのかなと思っています。そのためには、今、岩手県の試験場のほうからある先生がお見えになって、新郷村で適したその作物というのは何なのかということ去年あたりから、会議行っておりますけれども、これといったもの、また、新しい品種に取り組もうという、そういう農家をこれからつくっていかなければならないのかなとも思っております。その中で、やはり作らせるだけでなく、やっぱり出口もきっかり定めておかないと、やはりその農家の人たちはそれに取り組むことができないだろうなと思っております。ですから、その辺も、農家の人たちを集めたそういう会合、また、会議等も得ながら、今、農家の人たちが、どう、何を考えているのかということ聞きながら進めていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 農林課長。

○農林課長（遠藤勇一君） 才神議員の質問に対してお答えいたします。

まず初めに、米価下落に関する相談会の件でございます。これは令和3年11月10日に三八地域県民局農業普及振興室が農業共済組合、それからJA八戸とともに役場において実施したものでございます。当日の相談者は3名あったというふうに伺っております。相談内容でございますけれども、収入保険とかナラシ対策、水稻共済等についての相談があったというふうに聞いております。なお、村のほうで令和3年度において、収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策、こちらのほうの交付申請書を提出された農家の方は7名いらっしゃいます。それから、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策と言われるものでございますけれども、こちらのほうは3名いらっしゃいました。それから、収入保険の方でございますけれども、農業共済組合のほうで今年、令和3年度の新郷村における加入状況ということで、データですと新郷村では約10件でございます。共済組合のほうでは令和4年度においては20件までこれを増やしたいということ

で活動しておるようでございます。

続きまして、先ほど質問ありました、米価下落の説明資料の中の対象面積の相違についてでございます。令和3年度の当初予算編成時では、良質米生産対策事業のフライト面積4万2,350アールと計画してございましたけれども、実際の今年度の散布実績もこれ既に散布が終わっております。1回目が2万1,559アール、2回目が1万9,464アールでして、この合計が4万1,023アールというふうな実績となっております。

それから、この航空防除利用組合を利用されていない農家もいるのではないかとのご指摘でございますけれども、確かに100%とは決して言い切れないとは思いますが、令和3年度の主食用米のほうの作付面積の確定値が、新郷村は207.6ヘクタールでございます。ということは、航空防除の1回目の面積が215.6ヘクタール、104%。2回目のフライトのほう194.6ヘクタール、94%ということで、まず100%とは言い切れない部分もございますが、ほぼ100%に近い部分をカバーしているのではないかなというふうに考えてございます。

なお、主食用米以外の今年度の作付の実績ですが、主な物でいいますと、飼料用米が7ヘクタール、それからWC Sが8.7ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 3番。いいか。

（「はい、いいです」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 以上で才神幸男君の一般質問を終わります。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

新郷村一般会計及び特別会計決算における収入未済額並びに不納欠損額について。

令和2年度新郷村一般会計及び特別会計決算における収入未済額、不納欠損額の内容並びにその発生防止及び解決策について伺いいたします。

令和2年度の新郷村一般会計及び特別会計決算書によりますと、約2,900万円にも及ぶ収入未済額並びに約320万円もの不納欠損額が記載されております。

そこで、改めて伺いいたします。令和2年度における約2,900万円の収入未済額及び約320万円の不納欠損額の詳しい内容、また、不納欠損にした理由は何なのか、そして、その未収金発生防止及び解決に向けた新郷村の対応をお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、稲葉議員の新郷村一般会計及び特別会計決算における収入未済額並びに不納欠損額についてお答えいたします。

令和2年度の収入未済額及び不納欠損額の詳細については、決算特別委員会でご説明したとおりであり、稲葉議員が把握しているとおりの額となっております。しかし、未収額を前年度と比

べてみますと多くの品目が減額になっております。これは、担当部署において、未納者への電話での催促や訪問による徴収などに努めている結果だと思っております。しかし、滞納者の住所不明や相続人が存在しないなど、徴収ができないものについては不納欠損としております。また、納期限までに納入されなかったものについては担当部署ごとに対応は違いますが、税金や保険料は翌月の20日までに督促状を発送しております。また、数年にわたり滞納していた方については、面談をした上で返済計画を立て、誓約書を提出していただくなど、未収額の徴収に努めているところでございます。

また、担当職員だけでなく、青森県市町村税滞納整理機構に委託しながら徴収に努めており、少しずつではありますが、未収額の減少に取り組んでおります。厳しい生活環境ではありますが、税の公平性を確保する観点からも、収入未済額の減縮、徴収率の向上を喫緊の課題として取り組んでまいりたいと思っております。

以上、稲葉議員の質問にお答えいたします。

○議長（福山恵一郎君） 1 番。

○1 番（稲葉嘉浩君） さきの決算特別委員会の際、村税及び国民健康保険税の不納欠損について質問したところ、税務課長より徴収の努力はしていますと。本来、時効は5年で成立するが、その時効を中断する方法があります。それは、滞納額の一部、10円でも100円でも納めてもらう場合、誓約書を書いてもらう場合、ほかに差押えをするなどの措置はあるけれども、それらの措置を講じても納めなかった人の分が今回の不納欠損になったのだと認識しているという説明がありました。古いものは平成14年からの未払いがあつて、合計105名の滞納者がいる中で、当時の税務課長と村長が協議して、令和元年と令和2年度の不納欠損を決めた旨の回答がありました。

不納欠損にするかどうかの基準、あるいはその見極めについて引き続き村長に質問したところ、滞納者の中には不明者や亡くなった人もいる。相続人がいない等どうしても納めることができないということで、担当課と話し合って仕方なく不納欠損にしたとの回答でした。その後、私が税務担当者に改めて確認したところ、令和2年度に不納欠損にしたものは7名分で、その理由は7人いずれも同じで、地方税法第18条第1項の時効による徴収権の消滅であるとの回答を得ました。地方税法第18条、「地方税の消滅時効。地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利。地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する」とあります。民法改正により、従来の時効中断が更新の表現に変わりました。時効の方針事由が生じると、進行していた時効が一旦リセットされ、新たな時効期間が進行します。

税務課長の言うとおり、時効の更新事由は幾つかありますが、督促や承認、強制執行、差押えや支払い督促など、村は5年間いかなる徴収権も行使しないまま不納欠損にしたことになります。村長の説明と全く違いますか。なぜ、不納欠損のその決裁については村長に与えられている絶大な権限であり、印鑑を押す、押さないは村長の裁量次第と聞いていますが、今回の不納欠損は本当に正しい判断だったのでしょうか。なぜ、自分で決裁したのに時効消滅について説明がなかったのでしょうか。議会に対する虚偽の説明、あるいは村の5年間の間の職務怠慢の隠蔽と受け取られてもしょうがないんじゃないのでしょうか。

私は苦しい中でも、真面目に義務を果たしている納税者との間の公正、公平性に欠けると思いますが、村長はどのように思いますか。また、私の質問の中に、解決策、発生防止策についてありますけれども、その辺についてもう少し詳しくご説明していただきたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 村で行っている事業については決裁権限がありまして、やっぱり村長でなければ決裁できないの也有ります。また、課長でもいいの也有ります。副村長でいいの也有ります。決裁権限があります。がしかし、当時、副村長がいなかったということから、全て私のところに来ますけれども、これを決裁しなかったら事業が滞ってしまいます。担当者の人は、決裁させるために資料を作って持って来ます。それを一つ一つ疑っていたら事業が進まないと思います。そういうことでやっているのも確かです。

それと、前にもお話ししましたがけれども、全て村で行っている事業を一つ一つ、一から十まで説明して事業進めるということはないと思います。ですから、主なものを説明しながら、皆さんの意見を聞きながら進めている。そういうことになると思います。確かに、不納欠損したのは私も見ていました。がしかし、当初、はんこつく、つかないという、その気持ちはありましたけれども、私自身も、会計管理者やっているとき、不納欠損は絶対駄目だと。何とか10円でも20円でも徴収しなさいよという指導してきました。ですから、実際は不納欠損というのは、税の公平性というところからいくと、なかなか厳しいものがある。がしかし、その名簿を見ると、これはしょうがないなと思うの也有ります。そして、今、決算のとき、不納欠損にした人たちも再度調査しまして、不納回復というんですか。処理をしない。また、これから徴収していくというふうな方向性を出しておりますので、その辺で、税の公平性を保っていけるのかなと思っております。

それと、また、これからそういうふうな人をなくするためにどうするかという、やはり、これ、徴収するしかないと思います。徴収員を担当課がやはりそれをやっていかないと、また、うちのほうで、村で行っている、税だけでなく使用料もあります。全て担当課でそれを徴収する気持ちでやらないと、未収金というのが発生すると思います。その辺で、もう一度職員にも再度改めて指導しながら、それに組み込んでまいりたい、そう思っております。

○議長（福山恵一郎君） いいか。

1 番。

○1 番（稲葉嘉浩君） 岩手県九戸村の下水道農業排水事業について、やはり新聞記事がありまして、九戸村の議会が下水道事業と農業集落排水事業の2020年度特別会計決算について認定を見送り継続審査としたというのがあるんですよ。これは、村は過去13年分の下水道、農業排水事業の不納欠損ということで、時効を理由に不納欠損にしたと。やはり、地方自治法で5年で時効が成立と定めていますけれども、未納者には督促後、債務を承認してもらうなどの手続をすれば時効が中断すると。しかし、村は積極的にこうした手続してこなかったため、結果的に損失が膨らんだと。村に対して再防止策を含め、より詳細な説明を求める声が上がったという記事があります。不納欠損については全国のほとんどの自治体が抱える問題であります。公租である村民税、国民健康保険税等は自力執行権がある強制徴収債権であります。今、村長の説明では、職

員に対してそういう徴収するように促していくというような説明ありましたがけれども、自力執行権があるということは、裁判所に頼ることなく、自ら滞納者の財産を差し押さえたり、強制的に売却したりできる権限のことです。つまり、極端に言うとなんでもできる。それぐらいの強力な権限があるわけです。

例えば、調査権があるため、金融機関等が財産調査に応じてくれる。生命保険契約を強制解除して返戻金を滞納金にも充当できます。あるいは、玄関の鍵を強制解除して搜索、強制調査することもできます。公務員の給与の原資が税金であることは紛れもない事実であり、だからこそ税金を無駄にしないために、担当者は精いっぱい頑張って徴収する必要があると思います。

ただ、一番大事なことは、何より未収金並びに不納欠損を発生させないようにすることが大事であります。というのは、予防が大事だということです。私は、その予防の観点からアプローチできる数少ない手段として、広報を利用すべきであると考えます。実際に、北海道のある自治体では、不納欠損を発生させないために、広報を利用、税務課が不納欠損とは何か、その年度の不納欠損の状況、滞納者への対処について督促状の送付から差し押えまでの流れ、その都度何が行われるのか。納付相談ということで、病気や失業などのやむを得ない事情の相談や滞納につながる多重債務の相談窓口の詳細など広報に掲載して、新たな滞納者を生み出さないための予防策を取っています。また、ポスターやチラシ等を通じて情報提供をしたりするといった対策が考えられます。

いずれにしても、今回の不納欠損に関しては、村民及び納税者に対し、多大な不利益と不公平が生じている可能性があります。過去数年の不納欠損に関する文書について、村長に開示請求をした上で、今後も調査を続けていきたいと思っています。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 村長、これに対して言うことはないか。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、先ほどの話なんですが、例えば、中には差し押えしたり、強制に徴収したのもあります。それと、極端にやれば、村民からやはり不平不満が出てくるだろうと。これ確かに、納めない人が悪いということじゃなくて、納めたくても納められない状況もあるということをやはり考えていかなければならないのかな。確かに私、先ほど不納欠損はしたくないということで話ししましたがけれども、いくら行っても徴収できない。じゃ、それを脅してまでも取るのか。そこまではやれないでしょうと。それはやはり行政マンとして、やっぱり村民サービス、取らないのがサービスかどうか分かりませんが、でも、税の公平性ということからいけば、10円でも20円でもやはり募って徴収してくるという取組がやはりやっていかなければならないのかなと思っています。

そして、先ほど稲葉議員のほうから話ありましたように、広報を使って、不納欠損というのはどういうものなのかということは、これ周知させるのはいいと思います。がしかし、それをどの程度考えてくれるのかなというのが確かにありますし、職員は職員として一生懸命やっているというのは、やっぱり皆さんからも認めていただきたいと思いますし、私個人に責めるのであればそれはいいですけども、やはり、職員は職員として一生懸命頑張っているということをご理解

していただきたい。そう思っております。

よろしくお願いします。

○議長（福山恵一郎君） 以上で稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時57分）

第 3 日 (1 2 月 3 日)

令和３年第４回新郷村議会定例会

令和３年１２月３日（金曜日）午前１０時０１分開議

議事日程（第３号）

- 日程第 1 議案第 76 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和３年度新郷村一般会計補正予算（第４号）」
- 日程第 2 議案第 77 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 78 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 83 号 新郷村産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例案について
- 日程第 5 議案第 84 号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 85 号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第５号）案について
- 日程第 7 議案第 86 号 令和３年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）案について
- 日程第 8 議案第 87 号 令和３年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第３号）案について
- 日程第 9 議案第 88 号 令和３年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第３号）案について
- 日程第 10 議案第 89 号 令和３年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第２号）案について
- 日程第 11 議案第 90 号 令和３年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第２号）案について
- 日程第 12 議案第 91 号 令和３年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）案について
- 日程第 13 議案第 92 号 （村長提出・提案理由説明）
- 日程第 14 議案第 92 号 令和３年度新郷村一般会計補正予算（第６号）案について
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程第３号に同じ

出席議員（８名）

１番 稲 葉 嘉 浩 君

２番 永 野 範 英 君

3 番 才 神 幸 男 君
5 番 村 岡 和 俊 君
7 番 細 川 真理子 君

4 番 横 道 一 男 君
6 番 滝 沢 仁 君
8 番 福 山 恵一郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名

村 長	櫻 井 雅 洋 君	副 村 長	横 田 堅 悦 君
教 育 長	岡 田 稔 君	総 務 課 長	高 村 郁 子 君
会 計 管 理 者	桜 井 真紀子 君	農 林 課 長	遠 藤 勇 一 君
企 画 商 工 長	櫻 臺 博 明 君	税 務 課 長	戸 田 ひとみ 君
住 民 課 長	沢 口 くみ子 君	厚 生 課 長	松 森 恵理子 君
診療所事務長	工 藤 勝 志 君	教 育 委 員 会 長	福 山 佐登志 君
建 設 課 長	福 山 徹 君	総 務 課 長	高 見 憲 一 君
		農 業 委 員 会 長	
		農 事 委 員 会 長	

職務のため出席した者の氏名

議 事 務 局 会 長	本 間 由美子 君	主 幹	谷地村 光 代 君
-------------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

- 議長（福山恵一郎君） おはようございます。
定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時０１分）

◎議案第７６号の質疑、討論、採決

- 議長（福山恵一郎君） 日程第１、議案第７６号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和３年度新郷村一般会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第７６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第７６号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７７号の質疑、討論、採決

- 議長（福山恵一郎君） 日程第２、議案第７７号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることついてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第3、議案第78号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第4、議案第83号 新郷村産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例案についてを議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 4 号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第 5、議案第 8 4 号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 8 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 4 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 5 号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第 6、議案第 8 5 号 令和 3 年度新郷村一般会計補正予算(第 5 号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 8 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 5 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 6 号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第 7、議案第 8 6 号 令和 3 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 8 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 7 号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第 8、議案第 8 7 号 令和 3 年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第 8 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 7 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第9、議案第88号 令和3年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第10、議案第89号 令和3年度新郷村簡易水道特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第89号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第11、議案第90号 令和3年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第90号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第12、議案第91号 令和3年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第91号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第13、議案第92号を上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案第92号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,230万1千円といたしました。

歳入の主なるものについては、14款国庫支出金で子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,250万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金20万2千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なるものについては、3款民生費、2項児童福祉費で子育て世帯への臨時特別給付金1,250万円を追加しております。

何とぞ、慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第14、議案第92号 令和3年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案について議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第92号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福山恵一郎君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。

(午前10時16分)

◎村長挨拶

○議長(福山恵一郎君) 村長から挨拶。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) それでは、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

11月29日から始まった本定例会にご提案いたしました全ての議案、原案どおりご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

会期中、議員皆様からいただいたご意見やご要望等については、検討し、精査しながら村政に反映されるよう職員共々努めてまいりたいと思っております。

自然災害の多かった年ではありましたが、新郷村にとって大きな事件、事故、そして人命に係る災害に見舞われることなく、平穏無事に終わろうとしております。唯一の恐怖はコロナ禍です。国内の感染者が減少している中で、県内も昨日現在20日間の感染者ゼロを継続しておりますが、感染力の強い新たなオミクロン変異株も確認され、国内では既に2名の感染者が発生しております。国では水際で封じ込める対策として入国を禁じたものの、航空会社により予約禁止解除と対応を変更され、対策を模索しているところであります。

村では現在感染者を出しておりませんが、12月、1月と人の往来が多くなるこの時期に感染者が出ないよう個々の対策をしていただき、3回目のワクチン接種が早期に完了し、平穏な日常となるようお願いいたします。

日増しに寒さも厳しくなり、11月に5名の方々が亡くなられております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

年末年始は何かとご多忙の日々が続くと思いますが、議員の皆様方には体調管理に徹し、新しい生活様式を基本に、村政発展のため励んでくださるようお願い申し上げますとともに、去る年を顧み、迎える年が皆様にとってさらなる飛躍のよい年となりますことを心よりお祈り申し上げ、お礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 令和３年第４回新郷村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午前１０時２０分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 7 日

議 長 福 山 恵 一 郎

署 名 議 員 村 岡 和 俊

署 名 議 員 滝 沢 仁